

広島県手数料条例等の一部を改正する条例（平成三十一年広島県条例第十四号）の制定に伴い、平成三十一年三月一日付け広島県公告（技能検定試験〔随時〕の実施）で公表した実技試験の手数料を次のとおり変更する。

令和元年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一〇三 四 手数料 1 実技試験の手数料は、検定職種、ことに次の表の手数料のとおりとする。	一八、二〇〇 円 一五、一〇〇 円 一五、一〇〇 円	一〇三 四 手数料 1 実技試験の手数料は、検定職種、ことに次の表の手数料のとおりとする。	一七、九〇〇 円 一四、九〇〇 円 一四、九〇〇 円
二 五〇八 (略)	検定職種 左記以外の職種 機械検査 婦人子供服製造	二 五〇八 (略)	検定職種 左記以外の職種 機械検査 婦人子供服製造